

～選挙管理委員会からのお知らせ～

■日高町長選挙及び日高町議会議員選挙の日程について

日高町長選挙及び日高町議会議員選挙を次の日程で行います。

告示日	平成30年3月20日(火) 立候補受付は午前8時30分から午後5時までです。
投票日	平成30年3月25日(日)
開票日	平成30年3月25日(日)
開票所	門別総合町民センター



※合併後に設けていた選挙区（第1＝旧日高町、第2＝旧門別町）は廃止となり、日高町は一つの選挙区となります。

■立候補予定者説明会及び立候補届出書類事前審査日について

町長及び町議会議員の選挙立候補予定者に対する説明会及び立候補届出書類の事前審査の日程は次のとおりです。

【町長選挙】

立候補予定者説明会	日時	平成30年2月22日(木) 午後1時から午後2時30分まで
立候補届出書類事前審査	日時	平成30年3月13日(火) 午前11時から正午まで

【町議会議員選挙】

立候補予定者説明会	日時	平成30年2月22日(木) 午後3時から午後5時まで
立候補届出書類事前審査	日時	平成30年3月13日(火) 午後1時から午後3時まで

※会場は、いずれも門別公民館です。

■お問い合わせ先

日高町選挙管理委員会 電話 01456-2-5131

政治家の寄附は禁止！

日高町選挙管理委員会

年末年始は何かと贈り物やお祝い事をする機会が増えます。政治家（候補者、立候補予定者、現に公職にある者）が選挙区内の者にお金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。

また、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも禁止されています。きれいな政治・選挙を実現するために寄附禁止のルールを守りましょう。

三ない運動

政治家は有権者に寄附を

贈らない

有権者は政治家に寄附を

求めない

政治家から有権者への寄附は

受け取らない

「贈らない、求めない、受け取らない」という「三ない運動」を行っています。

①政治家の寄附禁止

選挙の有無にかかわらず、政治家が選挙区内の人に寄附を行うことは名義の如何を問わず特定の場合を除いて一切禁止されています。有権者が求めてもいけません。冠婚葬祭における贈答なども寄附になるので注意してください。

②政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家を威迫して、あるいは、政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。

③後援団体の寄附の禁止

政治家の後援団体（後援会など）が行う寄附も政治家の寄附同様に禁止されています。「後援団体の設立目的により行う行事または事業に関する寄附」は例外とされていますが、この場合も、花輪、供花、香典、祝儀などや選挙前一定期間にされるものは禁止されています。

④年賀状等のあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状・暑中見舞い状等の時候のあいさつ状（電報等も含む）を出すことは禁止されています。

⑤あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援団体（後援会など）が、選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネット等に出すと処罰されます。このような広告を出すように求めることも禁止されています。

禁止されている寄附（例）

× 病気見舞い	× 葬式の花輪、供花
× 祭りへの寄附や差入れ	× 落成式、開店祝の花輪
× 地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差入れ	× 町内会の集会や旅行等の催物への寸志や飲食物の差入れ
× 結婚祝、香典 (政治家本人が結婚披露宴、葬式等に自ら出席してその場で行う場合は、罰則が適用されない場合があります。)	× 入学祝、卒業祝
	× お中元、お歳暮